

徳島、昭57不1、昭57.4.15

決 定 書

申立人 太陽新聞労働組合

被申立人 株式会社太陽新聞社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

当委員会は、申立人太陽新聞労働組合が、労働組合法第5条第1項の規定による同法の規定に適合することを立証しないので、労働委員会規則第34条第1項第2号の規定により主文のとおり決定する。

昭和57年4月15日

徳島県地方労働委員会

会長 小 川 秀 一